



後期高齢者医療制度 のお知らせ

◎ 7月に保険料額をお知らせします

平成25年度の保険料につきましては、7月に個別にお知らせします。

【保険料の計算方法】

均等割 47,709円 (1人あたりの額)	+	所得割 平成24年中の所得 33万円 × 10.61% (本人の所得に応じた額)	=	1年間の保険料 (100円未満切り捨て)
------------------------------------	---	---	---	-------------------------

1年間の保険料の上限額は55万円です。

年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

Check! 保険料の軽減について

① 「均等割」の軽減（年額）

軽減は加入者と世帯主の所得の合計で判定します。

加入者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	均等割の年額
33万円 かつ被保険者全員が所得 0 <small>※年金収入のみの場合、受給額80万円以下</small>	9割	4,770円
33万円	8.5割	7,156円
33万円 + (24万5千円 × 世帯主以外の被保険者数) <small>※単身世帯の方は該当しません</small>	5割	23,854円
33万円 + (35万円 × 世帯の被保険者数)	2割	38,167円



② 「所得割」の軽減

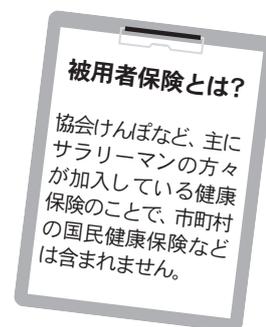
加入者の所得で計算します。

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
所得から 33万円 を引いた額が 58万円 以下の方	5割

③ 「被用者保険の被扶養者だった方」の軽減

この制度に加入したときに、被用者保険の被扶養者だった方については、

所得割はかからず、均等割が**9割軽減**となります。



Check! 保険料の減免についてご相談ください

保険料のお支払いが困難な場合は、役場本庁の「国保医療係」または各総合支所の「住民係」へご相談ください。災害、失業などによる所得の大幅な減少、そのほか特別の事情で生活が著しく困窮し、保険料のお支払いが困難な方については、保険料の減免が受けられる場合があります。

Check!

保険料のお支払い方法について

保険料のお支払いは、「年金からのお支払い」と「口座振替」を選ぶことができます。

「口座振替」を希望の方は

役場本庁「国保医療係」
各総合支所「住民係」

までお申し出ください。
手続きについて説明します。



「年金からのお支払い」から「口座振替」への切り替えには、2~3カ月程度お時間が必要となります。

「年金からのお支払い」については手続きが必要ありません。ただし、次のいずれかに該当する方は、「年金からのお支払い」ができないため、「納入通知書」や「口座振替」によりお支払いください。

**年金額が18万円未満の方
(介護保険料が年金から引かれていない方)**

**介護保険と後期高齢者医療制度の保険料の合計が、
介護保険料が引かれている年金額の半分以上を超える方**

※この制度に加入してからおよそ半年間は「年金からのお支払い」ができませんので、「納入通知書」や「口座振替」でお支払いください。

税の申告で「社会保険料控除」は、お支払いする方に適用されます。
(年金からのお支払いの場合、お支払いいただくご本人の社会保険料控除となります)

◎ジェネリック医薬品の利用について

ジェネリック医薬品の 処方希望される方は

医師や薬剤師にその旨を伝えるか、医療機関や薬局の受付窓口に「希望カード」を提示することによりお願いすることができます。「希望カード」が必要な方は役場本庁の「国保医療係」または各総合支所の「住民係」へお問い合わせください。

医療機関で処方される薬には、

**新薬（先発医薬品）と
ジェネリック医薬品（後発医薬品）**があります。



効き目・安全性

ジェネリック医薬品は、新薬と同等の効果・性能を持ち、厚生労働省の基準を満たしている安全なお薬です。

※希望の際は必ず主治医や薬剤師に相談しましょう。

価格

ジェネリック医薬品を利用すると、薬代が安くなります。薬によって異なりますが、新薬より3割以上、なかには5割以上安くなるものもあります。

お問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合

〒060-0062

札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館6階

011-290-5601

役場本庁 町民児童課国保医療係
0137-84-5111

瀬棚総合支所 地域町民課住民係
0137-87-3311

大成総合支所 地域町民課住民係
01398-4-5511